

慶弔休暇・慶弔見舞金規程

第 1 章 総則

第 1 条（目的）

この規程は、パーソルエクセルHRパートナーズ株式会社（以下、「会社」という。）における従業員およびその家族の慶弔に係る休暇および見舞金に関する必要な事項を定め、適切な管理を図ることを目的とする。

第 2 条（適用範囲）

この規程は、3 年以上勤続した G 職、P 職、C 職、T 職、派遣社員、および業務社員（以下、「従業員」という。）に適用する。
2. この規程の定めは、同一事由につき複数の従業員が対象になる場合、各々の従業員に対して、本規程の定めを適用するものとする。

第 3 条（申請手続）

従業員は、休暇の取得および見舞金の受給を希望する場合、会社が定める方法により申請し、承認を得なければならない。
2. 前項の申請を受けるにあたり、会社は、本規程に定められた書類以外の各種証明書の提出を求めることがある。従業員は、会社から求められた書類を提出するものとする。
3. 本規程第 3 章の慶弔見舞金の申請は、原則としてその事由が生じた日から起算して 1 ヶ月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事情があると担当部署が認めた場合はその限りではない。

第 2 章 慶弔休暇

第 4 条（慶弔休暇）

従業員が下表に定める慶弔事由に該当するときは、1 週間の所定労働日数に応じて次の通り慶弔休暇を付与する。ただし、1 週間の所定労働日数が定められていない場合は、年間の所定労働日数に応じて慶弔休暇を付与するものとする。

慶弔事 項目		付与日数					取得期限
	所定労働日数／週	週 5 日	週 4 日	週 3 日	週 2 日	週 1 日	
	所定労働日数／年	216 日 以上	169～ 215 日	121～ 168 日	73～ 120 日	48～ 72 日	
本人の結婚 ※法律上の婚姻を対象とする		5 日	4 日	3 日	2 日	1 日	入籍日から起算し、 後 1 年以内
配偶者の出産 ※法律上の婚姻関係を対象とする ※妊娠 85 日以降の死児の出産も含む		3 日	2 日	2 日	1 日	0 日	出産予定日または出産 日から起算し、前後 1 ヶ月以内
父母・子の結婚 ※血族を対象とする		2 日	2 日	1 日	1 日	0 日	挙式日から起算し、 後 1 ヶ月以内

配偶者の死亡 ※法律上の婚姻関係を対象とする	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日	死亡日から起算し、 後 1 ヶ月以内
父母・子の死亡 ※血族を対象とする	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日	死亡日から起算し、 後 1 ヶ月以内
配偶者の父母の死亡 ※法律上の婚姻関係にある配偶者の 血族を対象とする	3 日	2 日	2 日	1 日	0 日	死亡日から起算し、 後 1 ヶ月以内
兄弟姉妹の死亡 ※血族を対象とする	3 日	2 日	2 日	1 日	0 日	死亡日から起算し、 後 1 ヶ月以内

※血族とは、自然血族（実際の血縁関係）および法定血族（養子縁組）のことを指す。

2. 事由発生時に、従業員自身が適用されている就業規則に定める休業もしくは休職中の場合であっても、前項に定める慶弔休暇は付与される。ただし、取得期限内に復職した場合にのみ取得できるものとする。
3. 第 1 項に定める慶弔休暇を取得した場合、通常の賃金を支給する。
4. 第 1 項に定める慶弔休暇は、1 日単位での取得とする。なお、分割取得は可とする。
5. その他、第 1 項に定める慶弔休暇に準じて、会社が必要と認めた期間、慶弔休暇を与えることがある。ただし、この場合賃金を支給しない。

第 3 章 慶弔見舞金

第 5 条（慶弔見舞金）

従業員が下表に定める慶弔事由に該当するときは、次の通り慶弔見舞金を支給する。なお、本人死亡時の香典、供物は次条に規定する。

慶弔見舞金種類	定義	支給額
結婚祝い金	法律上の婚姻	¥30,000-
出生祝い金	本人または配偶者により出産された子ひとりにつき ※法律上の婚姻関係を対象とする	¥30,000-
親族死亡弔慰金	配偶者 ※法律上の婚姻関係を対象とする	¥50,000-
	父母・子 ※血族を対象とする	¥30,000-
	配偶者の父母 ※法律上の婚姻関係にある配偶者の血族 を対象とする	¥20,000-
	兄弟姉妹 ※血族を対象とする	¥20,000-
	子の死産 ※妊娠 85 日以降の死児の出産	¥20,000-
本人死亡時の香典	勤続年数不問	¥50,000-
本人死亡時の供物	勤続年数不問	¥20,000-

※血族とは、自然血族（実際の血縁関係）および法定血族（養子縁組）のことを指す。

- 2.親族死亡弔慰金の申請は、会社が定めた方法で申請するものとする。

第6条（本人死亡時の香典、供物）

従業員が死亡した場合、第2条の定めにかかわらず前条の表に定める勤続年数に則り、香典、および供物を遺族に支給する。

第4章 雑則

第7条（改廃）

この規程の改廃は、従業員代表の意見聴取をしたうえで、「グループ規程管理規程」に定める手続きによるものとする。

第8条（主管部署）

この規程の主管部署は、人事を所管する部門とする

附則

制定：平成30年4月1日
改定：2020年4月1日
改定：2021年4月1日
改定：2024年4月1日